

神戸市ひとり親家庭の交流の場となる拠点づくり事業補助金交付要綱

令和2年6月1日 市長決定

令和3年4月1日 一部改正

令和4年4月1日 一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、就労しながらひとりで家事・育児を担うひとり親家庭の親を孤立させることなく、子どもとともに安心して集える交流の場となる拠点づくりを進めることにより、ひとり親家庭の親子の自立を促進することを目的として、地域団体等が行う様々な取り組みに対する補助金の交付について、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、次条に定める補助対象団体が実施する、次に掲げる要件をすべて満たすひとり親家庭の交流の場となる拠点づくりとする。

(1) 前条の趣旨に合致し、年間を通じて、週3日以上、1日あたり3時間以上実施する、次に該当するひとり親家庭の交流の場となる拠点づくりにかかる事業であること。下記事業のうち、ア及びイは、必須事業とする。

ア ひとり親家庭の交流の場

イ ひとり親家庭の相談事業（個別相談、オンライン相談等）

ウ ひとり親家庭の親を対象とした無料の学習支援

エ ひとり親家庭のための食品等の無料配布

(2) 前号に定める実施日数は、当該事業の実施場所として届け出た場所で実施すること

(3) 実施場所について、地域住民の理解と協力を得られること

(4) 営利を目的とした事業でないこと

(5) 政治的活動又は宗教的活動でないこと

(6) 教室事業、競技目的のための事業でないこと

(7) 利用料を徴収しないこと。ただし、食事の提供等実費については徴収することができる。

(補助対象団体)

第3条 補助対象団体は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

(1) 神戸市内に主な活動拠点を有し、市が適当と認めるひとり親家庭の支援に資する福祉活動の1年以上の実績を有する団体。なお、当該団体が法人格を有しない場合は、団体の構成員が10名以上、構成員の過半数が神戸市内在住又は在勤若しくは在学で市が適当と認めるひとり親家庭の支援に資する福祉活動等の1年以上の活動実績を有すること。

- (2) ひとり親家庭の交流の場となる拠点づくりを継続して実施するための物的・人的能力を有すること
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと
- (4) 宗教的活動又は政治的活動を主たる目的としている団体でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、交流の場となる拠点づくり事業補助金の事業実施に要する経費のうち別表1に掲げる経費とする。

（補助金額）

第5条 補助額は、別表1に掲げる各費目の合計額の2分の1とする。1団体あたりの上限を450万円とし、予算の範囲内で決定する。

年度当初から事業を開始する場合、第6条に規定する期日までに申請すれば、4月1日を起算日として補助する。

なお、年度途中で事業を開始した場合は、事業開始日とその月の14日までの場合はその月を、15日以降の場合は翌月を起算日として月割額で補助する。また、補助基準額については、実施日数を、年間を通して実施するものと計算し、その日数の区分を適用する。この場合の補助金は、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨て、補助金額を決定する。

2 他の補助金が交付される場合の当該補助金の算定基準は、前項の「各費目の合計額」を「各費目の合計額から他の補助金を控除した額」に、読み替えて適用するものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を申請しようとする団体（以下「申請団体」という。）は、当該年度の5月末日までに、ひとり親家庭の交流の場となる拠点づくり事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 年間事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 前年度の事業決算書
- (4) 申請団体の概要（定款等の規約、役員等の名簿、1年以上の地域活動等の活動実績がわかる資料）
- (5) 交流の場となる拠点として設置する建物等物件に関する賃貸契約書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、決定する。補助金規則第6条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を行うときは、申請を受けた日から起算して30日以内に、補助金を交付することを決定した団体（以下、「補助団体」という。）に対して、「ひとり親家庭の交流の場となる拠点づくり事業補助金交付決定通知書」（様式第4号）により通知するものとする。

2 前項の補助金の交付決定には、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は補助の交付目的を達成するために、対象事業にのみ使用すること。
- (2) 事業内容や事業計画を変更する場合（軽微な変更を除く）、事業を中止または廃止する場合は、事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第5号）を提出し、事業変更・中止・廃止承認通知書（様式第6号）により市長の承認を受けるべきこと。

（実績報告）

第8条 補助団体は、当該年度の事業が完了したとき（中止又は廃止した場合を含む。）は、事業終了後1か月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金実績報告書（様式第7号）
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 事業収支決算書（様式第8号）
- (4) 交流の場となる拠点として設置する建物等物件に関する賃貸料及び運営費の支払いを証する書類
- (5) 他の補助金交付金額を証する書類（他からの補助金の交付を受ける場合のみ）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第9条 市長は、補助金規則第16条第1項の規定に基づき補助金の交付額の確定を行ったときは、「ひとり親家庭の交流の場となる拠点づくり事業補助金額確定通知書」（様式第9号）により、速やかに補助団体に通知するものとする。

2 確定した補助金等の交付額が、補助金の交付決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の交付）

第10条 市長は、補助交付額の確定後、補助団体の指定する振込口座に補助金を交付するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の完了前に、補助団体に対して、補助金の交付予定額の全部または一部について概算払いにて交付できるものとする。

3 補助金を請求し、交付を受けている団体について、確定した事業にかかる経費が、補

助予定額よりも少ない場合は、その差額を市に返還するものとする。

4 事業を実施した団体は、速やかに様式第 11 号に定める事業開始届を提出すること。

(状況報告等)

第 11 条 補助団体は毎月 10 日までに、前月の利用者、および実施状況を様式第 12 号に記入の上、市長に提出するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助団体に対して事業の遂行状況及び会計の状況に関し、報告を求め、実地について調査を行うものとする。

(補助金交付決定の取り消し)

第 12 条 市長は、交付決定団体が、次の各号に該当すると認めるときは、補助金交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

なお、補助金の交付決定を取消したときは、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第 13 号)により当該補助団体に通知するものとする。

(1) 補助金を本事業以外の用途に使用したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(3) 前 2 号のほか、この要綱の規定に違反したとき

(関係書類の整備)

第 13 条 補助団体は、補助事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、及び当該補助事業を完了し、又は廃止した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。)の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めがない事項については、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 第 6 条の規定に関わらず、令和 2 年度については、申請書の提出期限は令和 2 年 7 月 8 日とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表1（第4条関係）

費目	内容
人件費	職員やボランティアの賃金，託児にかかる賃金，外部講師にかかる謝金，旅費
事業費	需用費（教材費，食料費，消耗品費，燃料費，光熱水費，印刷製本費） 役務費（通信運搬費，保険料）、賃借料
備品購入費	その性質上形状を変えることなく，概ね1年を超えて使用に耐えるもので，取得価格（消費税含む）が2万円以上のものを備品とする。 ただし，机・椅子類は金額に関係なくすべて備品とする。 なお，活動を記録するためのカメラやビデオ，パソコンなど当該事業以外にも利用する備品購入費は対象外とする。

なお，団体の運営に要する経費（団体の事務職員の賃金や役員報酬，事務所の維持管理費や借上費など），事業に直接必要とされない経費，使途が特定できない経費，団体の構成員の親族等のための会合や会議の開催経費，飲食にかかる経費は対象外とする。

また，補助対象事業以外の事業を，当該補助事業の実施場所として届け出た場所で実施する場合は，事業費按分等により当該補助事業にかかった経費を算出する。